

岩手県告示第834号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所長から次のとおり通知があった。

平成24年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、八幡平市、岩手郡雫石町、岩手郡岩手町及び和賀郡西和賀町
- 2 公共測量を実施する期間 平成24年10月20日から平成25年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（3級基準点測量及び2級水準測量）